第明治三十種郵便物認可
三十五年三月三十一日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕

諸　事　項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　一
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、地震保険基準料率届出、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八
地方公共団体
行旅死亡人関係　二
会社その他
会社決算公告　三

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年６月23日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年５月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＫＣＣＳモバイルエンジニアリング株式会社　金　炯培　東京都港区三田３―13―16　国土交通大臣許可（特―28）第24120号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、管工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年３月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年６月23日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年５月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社富士精罐商事　山代　晋治　茨城県かすみがうら市稲吉１―５―45　国土交通大臣許可（般―23）第9751号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年４月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年６月23日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年５月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　前田採石株式会社　前田　直之　栃木県さくら市卯の里２―19　国土交通大臣許可（般―27）第25843号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年４月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年６月23日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年５月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オアシスソリューション　関谷　有三　東京都豊島区池袋２―23―21　国土交通大臣許可（般―24）第24442号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年４月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年６月23日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年５月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックＥＳ建設エンジニアリング株式会社　眞殿　秀一　東京都品川区東品川４―10―27　国土交通大臣許可（般・特―24）第19920号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年４月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年６月23日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年５月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社パナホーム北関東　櫻井　順　栃木県宇都宮市平出町4067―３　国土交通大臣許可（特―28）第19040号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年６月23日

関東地方整備局長　大西　亘

１　処分をした年月日　平成29年５月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＳＭＣプレコン株式会社　多田　耕二　茨城県常総市大生郷町6138―８　国土交通大臣許可（特―24）第2250号